

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月31日老発第214号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 ユニット型特別養護老人ホーム 1～8 (略)</p> <p>9 勤務体制の確保等 (1) (略)</p> <p>(2) ユニット型特別養護老人ホームにおいて配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。) を各施設に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。) ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。) 職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型特別養護老人ホーム (以下 (2) において「ユニット型施設」という。) とユニット型の指定短期入所生活介護事業所 (以下 (2) において「ユニット型事業所」という。) が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする (ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以</p>	<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 ユニット型特別養護老人ホーム 1～8 (略)</p> <p>9 勤務体制の確保等 (1) (略)</p> <p>(2) ユニット型特別養護老人ホームにおいて配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。) を各施設 (一部ユニット型の施設も含む。) に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。) ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。) 職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型特別養護老人ホーム (以下 (2) において「ユニット型施設」という。) とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所 (以下 (2) において「ユニット型事業所」という。) が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする</p>

下のときには、一名でよいこととする。)

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

10 (略)

(削る)

(ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

10 (略)

第六 一部ユニット型特別養護老人ホーム

1 第四章の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型特別養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第二章ではなく、第四章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第十二条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第四十四条は、一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型特別養護老人ホームの基本方針（基準第三十三条）に、また、それ以外の部分にあつては特別養護老人ホームの基本方針（基準第二条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第四十六条から第五十二条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準第四十五条）

入居（入所）定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 職員の配置の基準等

第七・第八 (略)

(削る)

(1) 基準第十二条第一項第四号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たされなければならない。

(2) 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

5 一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第一から第四までに、それぞれ定めるところによる。

第七・第八 (略)

第九 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1 第七章の趣旨

一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、第七章の定めるところによるものである。

2 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームのユニット部分については第八に、また、それ以外の部分については第七に、それぞれ定めるところによる。

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004・老振発0331004・老老発0331004）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一・第二（略）</p> <p>第三 地域密着型サービス 一～五（略）</p> <p>六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～4（略） 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 （1）～（9）（略） <u>（10）（略）</u></p> <p>（削る）</p>	<p>第一・第二（略）</p> <p>第三 地域密着型サービス 一～五（略）</p> <p>六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～4（略） 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 （1）～（9）（略） <u>（22）（略）</u></p> <p><u>6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設</u> <u>（1） 基本方針</u> <u>基準第七十一条は、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針（基準第五十九条）に、また、それ以外の部分にあつては指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針（基準第三十条）に定めるところによることを規定したものである。</u> <u>これを受けて、設備、利用料等の受領、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。</u> <u>（2） 運営規定（基準第七十八条）</u> <u>入居（入所）定員並びに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。</u></p>

第四（略）

(3) 従業員の配置の基準等

- ① 基準第百三十一条第一項第三号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。
- ② 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(4) 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分については第三の六の5に、また、それ以外の部分については第三の六の2から4までに、それぞれ定めるところによる。

第四（略）

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するために必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること（したがって、例えば看護六：一、介護四：一の職員配置に応じた所定単位数を算定していた指定介護療養型医療施設において、看護六：一、介護四：一を満たさなくなったが看護六：一、介護五：一は満たすという状態になった場合は、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数ではなく、看護六：一、介護五：一の所定単位数を算定するものであり、看護六：一、介護六：一を下回ってはじめて人員基準欠如となるものであること）。なお、届け出ている看護・介護職員の職員配置を満たせなくなった場合には、事業者又は施設は該当することとなった職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、③の例によるものとする。</p> <p>ただし、ユニット型短期入所療養介護事業所又はユニット型指定介護療養型医療施設については、看護六：一、介護四：一を下回る職員配置は認められていないため、看護六：一、介護五：一、看護六：一、介護六：一の職員配置に応じた所定単位数を定めておらず、職員配置が看護六：一、介護四：一を満たさない場合は人員基準欠如となるものであり、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するために必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること（したがって、例えば看護六：一、介護四：一の職員配置に応じた所定単位数を算定していた指定介護療養型医療施設において、看護六：一、介護四：一を満たさなくなったが看護六：一、介護五：一は満たすという状態になった場合は、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数ではなく、看護六：一、介護五：一の所定単位数を算定するものであり、看護六：一、介護六：一を下回ってはじめて人員基準欠如となるものであること）。なお、届け出ている看護・介護職員の職員配置を満たせなくなった場合には、事業者又は施設は該当することとなった職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、③の例によるものとする。</p> <p>ただし、<u>ユニット型短期入所療養介護事業所（一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分を含む。）又はユニット型指定介護療養型医療施設（一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分を含む。）</u>については、看護六：一、介護四：一を下回る職員配置は認められていないため、看護六：一、介護五：一、看護六：一、介護六：一の職員配置に応じた所定単位数を定めておらず、職員配置が看護六：一、介護四：一を満たさない場合は人員基準欠如と</p>

- ⑥ (略)
(6) ~ (10) (略)

2 短期入所生活介護費

- (1)・(2) (略)
(3) 併設事業所について
① (略)

② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下（3）並びに（6）から（8）までにおいて同じ。）の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費（I）（三：一の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数 は四人であること。

なるものであり、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。

- ⑥ (略)
(6) ~ (10) (略)

2 短期入所生活介護費

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所がユニット型短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である（厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下「施設基準」という。）第七号）。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第一号）。

- (2)・(3) (略)
(4) 併設事業所について
① (略)

② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下（4）並びに（8）から（10）までにおいて同じ。）の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費（I）（三：一の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数 は四人であること。

なお、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、

併設事業所がユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合は、本体施設のユニット部分と一体的な取扱いが行われるものである。また、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所が指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でない場合は、本体施設のユニット部分以外の部分と一体的な取扱いが行われるものである。

ロ (略)

③ (略)

(5) (略)

(6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護職員及び看護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第三号ロからホまで）。

また、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護又はユニット型短期入所生活介護に係る夜勤体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対し、行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる。

(例) 指定短期入所生活介護事業所を併設する指定介護老人福祉施設

(短期入所生活介護利用者一〇人、介護老人福祉施設入所者五〇人、介護・看護職員二〇人)がユニット型指定短期入所生活介護事業所(利用者一〇人)を併設する一部ユニット型指定介護老人福祉施設(ユニット部分の入所者二〇人、ユニット部分以外の部分の入所者三〇人)に転換した場合において、一部ユニット型介護老人福祉施設のユニット部分の入所者二〇人とユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者一〇人を合算した入所者三〇人に対し、二：一の職員配置で介護・看護職員を一五人配置し(ユニット型介護老人福祉施設サービス費、ユニット型短期入所生活介護費をそれぞれ算

ロ (略)

③ (略)

(4) (略)

(5) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(4)を準用する。

(6)・(7) (略)

(8) 夜勤職員配置加算について

①・② (略)

③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(9) ~ (14) (略)

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(9)を、また、緊急時施設療養費については、6の(22)を準用すること。また、注12により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

定)、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者三〇人に対し介護・看護職員を五人しか配置しないとすると、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費（三：一の職員配置）に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。

(7) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(6)を準用する。

(8)・(9) (略)

(10) 夜勤職員配置加算について

①・② (略)

③ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所においては、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の算定の可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の利用者について夜勤職員配置加算(Ⅱ)を、ユニット部分以外において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の利用者について夜勤職員配置加算(Ⅰ)を、それぞれ算定することとする。

④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(11) ~ (16) (略)

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(11)を、また、緊急時施設療養費については、6の(24)を準用すること。また、注12により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

② (略)

(2) 夜勤職員配置加算について
(略)

(3)・(4) (略)

(5) 病院又は診療所における短期入所療養介護

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

② 介護老人保健施設である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数(三：一の職員配置)を置いていることが必要である。

また、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所がユニット型短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数(三：一の職員配置)を置いていることが必要である(施設基準第十二号)。

③ 介護老人保健施設である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第四号イ)。

また、夜勤体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対し行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たさず場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる(夜勤職員基準第二号)。

④ (略)

(2) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の夜勤職員配置加算の基準については、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

(3)・(4) (略)

(5) 病院又は診療所における短期入所療養介護

療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)を準用すること。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されていて、診療報酬上、看護職員五：一（一二人以上）、介護職員五：一（一二人以上）の点数を算定している場合については、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員六：一（一〇人以上）、介護職員四：一（一五人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ （略）

① 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)を準用すること。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されていて、診療報酬上、看護職員五：一（一二人以上）、介護職員五：一（一二人以上）の点数を算定している場合については、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員六：一（一〇人以上）、介護職員四：一（一五人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ （略）

② 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所がユニット型短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職

- (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
- イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
- a (略)
- b (略)
- c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。
- d (略)
- ロ (略)

員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていることが必要である（施設基準第十二号）。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所全体で所定の員数を置いていけば足りるものである（夜勤職員基準第二号）。

- ③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第四号ロ）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護又はユニット型短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること（夜勤職員基準第二号）。

- (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
- イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
- a (略)
- b (略)
- c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。
- d (略)
- ロ (略)

- (7) (略)
- (8) ユニットにおける職員に係る減算について5の(4)を準用する。
- (9) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について2の(9)を準用する。
- (10) 若年性認知症利用者受入加算について2の(10)を準用する。
- (11) 療養食加算2の(11)を準用する。
- (12) 緊急短期入所ネットワーク加算2の(12)を準用する。ただし、①のA中「一〇〇以上」とあるのは「三十以上」と読み替えるものとする。
- (13) サービス提供体制強化加算について
 - ① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
 - ② (略)

4 (略)

5 介護福祉施設サービス

- (1) (略)

(2)・(3) (略)

- (7) (略)
- (8) ユニットにおける職員に係る減算について5の(6)を準用する。
- (9) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について2の(11)を準用する。
- (10) 若年性認知症利用者受入加算について2の(12)を準用する。
- (11) 療養食加算2の(13)を準用する。
- (12) 緊急短期入所ネットワーク加算2の(14)を準用する。ただし、①のA中「一〇〇以上」とあるのは「三十以上」と読み替えるものとする。
- (13) サービス提供体制強化加算について
 - ① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
 - ② (略)

4 (略)

5 介護福祉施設サービス

- (1) (略)
 - (2) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において所定単位数を算定するための施設基準等について
一部ユニット型指定介護老人福祉施設が介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護老人福祉施設がユニット型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（施設基準第三十七号）。
また、夜勤を行う職員の員数については、当該施設のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第五号）。
また、施設基準第三十七号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではない。
- (3)・(4) (略)

(4) ~ (6) (略)

(7) 看護体制加算について

- ① 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、指定短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。具体的には、2 (7) ①のとおりとすること。
- ② 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入

(5) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設における介護職員又は看護職員の人員基準欠如等

一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。また、ユニット型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十一号ロ及びハ）。

なお、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費に係る看護職員の人員基準欠如による減算による減算は、当該施設全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。

(例) 指定介護老人福祉施設（入所者九〇人、介護・看護職員三〇人）

が一部ユニット型介護老人福祉施設（ユニット部分の入所者三〇人、ユニット部分以外の部分の入所者六〇人）に転換した場合において、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分の入所者三〇人に対し、二：一の職員配置で介護・看護職員を一五人配置し（ユニット型介護老人福祉施設サービス費を算定）、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者六〇人に対し介護・看護職員を一五人しか配置しないとすると、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費について減算を行う。

また、夜間体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について、入所者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても、入所者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる（夜勤職員基準第五号）。

(6) ~ (8) (略)

(9) 看護体制加算について

- ① 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、指定短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。具体的には、2 (9) ①のとおりとすること。
- ② 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入

所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、一体的に加算を行うこと。具体的には、2 (7) ②のとおりとすること。

(8) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② (略)

③ ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(9) (略)

(10) 若年性認知症入所者受入加算について

2の(10)を準用する。

(11)～(21) (略)

(22) 療養食加算

2の(11)を準用する。

(23) 看取り介護加算

① (略)

② 「二四時間の連絡体制」については、(7) ④を準用する。

③～⑩ (略)

(24)～(26) (略)

(27) サービス提供体制強化加算について

① 2の(14) ①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

6 介護保健施設サービス

(1) (略)

所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、一体的に加算を行うこと。具体的には、2 (9) ②のとおりとすること。

(10) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設においては、当該施設のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の算定の可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の入所者について夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ又はロを、ユニット部分以外の部分において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の入所者について夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ又はロを、それぞれ算定することとする。

③ (略)

④ ユニット型指定介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(11) (略)

(12) 若年性認知症入所者受入加算について

2の(12)を準用する。

(13)～(23) (略)

(24) 療養食加算

2の(13)を準用する。

(25) 看取り介護加算

① (略)

② 「二四時間の連絡体制」については、(9) ④を準用する。

③～⑩ (略)

(26)～(28) (略)

(29) サービス提供体制強化加算について

① 2の(16) ①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

6 介護保健施設サービス

(1) (略)

(2) 一部ユニット型介護老人保健施設において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型介護老人保健施設が介護保健施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護保健施設サービス費(Ⅲ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。)における介護保健施設サービスについて

- ① 3(1)②イ及びロを準用すること。
- ② (略)
- ③ 特別療養費について
3の(1)②ハを準用するものとする。
- ④ 療養体制維持特別加算について
3の(1)②ニを準用するものとする。

(3) (略)

(4) ユニットにおける職員に係る減算について

の員数(三:一の職員配置)を置いていることが必要であること。また、一部ユニット型介護老人保健施設がユニット型介護保健施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること(施設基準第四十五号)。

また、施設基準第四十五号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではないこと。

(3) 一部ユニット型介護老人保健施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型介護老人保健施設に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(三:一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること。ユニット型介護老人保健施設に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(三:一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十二号ロ及びハ)。

また夜勤体制による減算は当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について、施設利用者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる(夜勤職員基準第六号)。

(4) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護保健施設サービス費(Ⅲ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。)における介護保健施設サービスについて

- ① 3(1)④イ及びロを準用すること。
- ② (略)
- ③ 特別療養費について
3の(1)④ハを準用するものとする。
- ④ 療養体制維持特別加算について
3の(1)④ニを準用するものとする。

(5) (略)

(6) ユニットにおける職員に係る減算について

- 5の(4)を準用する。
- (5) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(5)を準用する。
- (6)～(9) (略)
- (10) 若年性認知症入所者受入加算について
2の(10)を準用する。
- (11) 入所者が外泊したときの費用の算定について
5の(14)(④のニを除く。)を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。
- (12) (略)
- (13) 初期加算について
① (略)
② 5の(15)①及び②は、この場合に準用する。
- (14) 退所時指導等加算について
①～③ (略)
④ 退所前連携加算
イ 5の(16)の③イ及びロを準用する。
ロ (略)
⑤ (略)
- (15) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(17)を準用する。
- (16) 栄養マネジメント加算
5の(18)を準用する。
- (17) 経口移行加算
5の(19)を準用する。
- (18) 経口維持加算
5の(20)を準用する。
- (19) 口腔機能維持管理加算
5の(21)を準用する。
- (20) 療養食加算
2の(11)を準用する。
- (21) 在宅復帰支援機能加算
5の(24)を準用する。
- (22) (略)
- (23) 認知症専門ケア加算について
5の(26)を準用する。
- (24) (略)
- (25) サービス提供体制強化加算について

- 5の(6)を準用する。
- (7) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(7)を準用する。
- (8)～(11) (略)
- (12) 若年性認知症入所者受入加算について
2の(12)を準用する。
- (13) 入所者が外泊したときの費用の算定について
5の(16)(④のニを除く。)を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。
- (14) (略)
- (15) 初期加算について
① (略)
② 5の(17)①及び②は、この場合に準用する。
- (16) 退所時指導等加算について
①～③ (略)
④ 退所前連携加算
イ 5の(18)の③イ及びロを準用する。
ロ (略)
⑤ (略)
- (17) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(19)を準用する。
- (18) 栄養マネジメント加算
5の(20)を準用する。
- (19) 経口移行加算
5の(21)を準用する。
- (20) 経口維持加算
5の(22)を準用する。
- (21) 口腔機能維持管理加算
5の(23)を準用する。
- (22) 療養食加算
2の(13)を準用する。
- (23) 在宅復帰支援機能加算
5の(26)を準用する。
- (24) (略)
- (25) 認知症専門ケア加算について
5の(28)を準用する。
- (26) (略)
- (27) サービス提供体制強化加算について

- ① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
- ② (略)

7 介護療養施設サービス

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(11) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(4)を準用する。

(12) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(5)を準用する。

(13) (略)

(14) 若年性認知症患者受入加算について
2の(10)を準用する。

(15) 入院患者が外泊したときの費用の算定について
6の(11)を準用する。

- ① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
- ② (略)

7 介護療養施設サービス

(1)～(9) (略)

(10) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型指定介護療養型医療施設が各類型の介護療養施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護療養型医療施設が各類型のユニット型介護療養施設サービス費を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である(施設基準第五十二号)。

(11) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定介護療養型医療施設の各類型の介護療養施設サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット型介護療養施設サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十三号イ及びロ)。

(12) (略)

(13) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(6)を準用する。

(14) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(7)を準用する。

(15) (略)

(16) 若年性認知症患者受入加算について
2の(12)を準用する。

(17) 入院患者が外泊したときの費用の算定について
6の(13)を準用する。

- (16) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について
①～⑤ (略)
⑥ 加算の算定期間は、一月につき六日以内とする。また、算定方法は、5の(14)の①及び②を準用する。一回の試行的退院サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは六日以内とする。
⑦・⑧ (略)
- (17) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(17)を準用する。
- (18) 栄養マネジメント加算
5の(18)を準用する。
- (19) 経口移行加算
5の(19)を準用する。
- (20) 経口維持加算
5の(20)を準用する。
- (21) 口腔機能維持管理加算
5の(21)を準用する。
- (22) 療養食加算
2の(11)を準用する。
- (23) 認知症専門ケア加算について
5の(26)を準用する。
- (24) サービス提供体制強化加算について
① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
② (略)
- (25) (略)
- (26) 初期加算について
6の(13)を準用する。
- (27) 退院時指導等加算について
6の(14)(⑤のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。
- (28) 在宅復帰支援機能加算
5の(24)を準用する。
- (29) (略)

- (18) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について
①～⑤ (略)
⑥ 加算の算定期間は、一月につき六日以内とする。また、算定方法は、5の(16)の①及び②を準用する。一回の試行的退院サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは六日以内とする。
⑦・⑧ (略)
- (19) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(19)を準用する。
- (20) 栄養マネジメント加算
5の(20)を準用する。
- (21) 経口移行加算
5の(21)を準用する。
- (22) 経口維持加算
5の(22)を準用する。
- (23) 口腔機能維持管理加算
5の(23)を準用する。
- (24) 療養食加算
2の(13)を準用する。
- (25) 認知症専門ケア加算について
5の(28)を準用する。
- (26) サービス提供体制強化加算について
① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
② (略)
- (27) (略)
- (28) 初期加算について
6の(15)を準用する。
- (29) 退院時指導等加算について
6の(16)(⑤のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。
- (30) 在宅復帰支援機能加算
5の(26)を準用する。
- (31) (略)